

平成28年第3回笠松町議会定例会会議録（第5号）

平成28年9月16日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	7番	岡 田 文 雄
副 議 長	2番	古 田 聖 人
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	3番	尾 関 俊 治
〃	4番	川 島 功 士
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	岩 越 誠
企画環境経済部長	村 井 隆 文
住民福祉部長	服 部 敦 美

建設水道部長	那波哲也
教育文化部長	田中幸治
会計管理者 兼会計課長	浅野薫夫
総務課長	足立篤隆
企画課長	堀仁志
税務課長	森泰人
住民課長	加藤順子
健康介護課長	今枝貴子
建設課長	佐々木正道
水道課長	田島茂樹
教育文化課長	天野富三
学校給食センター 所長	伊藤博臣
歴史未来館長	奥村智彦
郡教委学校教育課長	森透

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田島直樹
書記	朝日純子
主任	大堀正貴
主事	富田勝

1. 議事日程（第5号）

平成28年9月16日（金曜日） 午前10時開議

- 日程第1 第52号議案 平成27年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 第53号議案 平成27年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 第54号議案 平成27年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 第55号議案 平成27年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 第56号議案 平成27年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 第57号議案 平成27年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分について
- 日程第7 第58号議案 下羽栗雨水幹線整備工事請負契約の締結について

日程第8 第59号議案 地方公共団体情報セキュリティ対策業務委託契約の締結について

○議長（岡田文雄君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 第52号議案から日程第8 第59号議案までについて

○議長（岡田文雄君） 日程第1、第52号議案から日程第8、第59号議案までの8議案を一括して議題といたします。

昨日に続き第52号議案 平成27年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

67ページ、第7款 土木費についての質疑を許します。

[挙手する者あり]

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 説明資料の75、76ページですが、7款 土木費、2項 道路橋梁費の2目 道路新設改良費の中の道路新設改良事業2,354万9,000円の中身の中のパイプラインの上部利用、この年度は田代だったと思いますが、また長池の900メートルの設計業務委託料があり、平成28年度の工事計画になっていると思います。まだ全然手についていないようですが、いつごろから工事にかかれるのかお尋ねします。

それから、3目の交通安全施設費で街路灯のLED化が進みましたが、この照明灯、切りかえる工事費というのは、1基分ではどれくらいになるのかわかりましたら教えてください。

それから、77、78ページの4目 橋梁維持費の中で中川橋の長寿命化が行われたということですが、そのほか15カ所ぐらい橋があると聞いていたと思います。残りがあるのか、どんな計画になっていくのか教えてください。以上、お願いいたします。

○議長（岡田文雄君） 那波建設水道部長。

○建設水道部長（那波哲也君） まずパイプラインの工事の関係ですが、田代、長池のトミダヤの通りの街路から南200メートルほど、これはもう発注しておりまして、今現場でいろいろはかったりだとか、地先の方と調整とかをしておりまして、近々かかる予定でございます。

あと、LEDの照明の取りかえの額でございますが、今回撤去したものを売ったりとか処分したりとかありますけど、大体1万7,000円弱でございます。

それと橋梁の件ですが、昨年中川橋、その前に門間13号橋のほうを新しくさせていただいたんですけど、今年度は設計が三ツ目橋と門間橋をさせていただいて、そのうちの1つ、三ツ目橋に関しては成果品が間もなく上がってきますので、その成果品が上がってきた次第積算をいたしまして、今年度三ツ目橋に関してはすぐ施工する予定でございます。

橋自体は全部で90基終わりました、その中でほとんどが2メートルちょっとの橋で要するに点検しなきゃいかん橋に関しましては2メートル以上になっております。ほとんど笠松町の場合は2メートル以上で90橋で、大きい橋はありませんので、ことし三ツ目橋を工事して来年間橋を工事するという形です。あと点検のほうでおふじ橋は比較的新しいんですけど、点検がちょっと職員でできませんので、その辺の点検は委託を、今発注しております。

あと、去年、法が施行されて5年に一遍は点検をしなければいけないということになっておりますので、その点検は順次職員が行って、要するに5年たったらまたすぐに、最初やったところは5年ごとにやるということで順次やっております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 三ツ目橋って福祉会館のところですか。わかりました。ありがとうございます。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」の声あり]

73ページ、第8款 消防費について。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

同じく73ページ、第9款 教育費について。

[挙手する者あり]

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） やはり説明資料でお願いいたします。

79ページ、80ページで、教育費の1項 教育総務費の1目 教育総務費で、JFAこころプロジェクト「夢の教室」業務委託料80万5,000円だったということですが、この年度から取り入れられた事業であったと思いますけれど、この事業ってどんな内容なのか教えていただきたいと思います。

そして、事業の中では、3小学校にとたしか当初予算のときの町長の説明に書いてあったと思いますけれど、授業との関係では、どの教科によって取り上げられていくのか、全く独立した教室なのか、お尋ねします。

それから、2項の小学校費の中で、小学校5年生全員を対象にして血液検査を行われていますが、この目的は子供の時代から生活習慣病の予防をしていくためにということで行われているということで、ここの表にありますように笠松小学校、受診者44人のうち要注意が6人、要管理が1人、それから松枝小学校は、受診者95人のうち要注意が28人、要管理が5人、下羽栗小学校が59人で、要注意が12人、そして要管理が2人と。そこで、この要注意だけ見ましても

笠松小学校が14%、松枝小学校は29%、下羽栗小学校が20%という、私としては非常に高い比率ではないかと思うし、それなりの対策だとか認識を親にも伝え、子供にも、もう5年生となればある程度自分で管理できる状況にありますし、またその生活実態をつかんでいくような学校の教育の中で必要ではないかと思えるんですが、こうしたことに対しては、どう数字について考えられているのか、そしてどのように対応されてきたのかお尋ねします。

それから、小学校、中学校合わせて学校内での事故に対する対応として共済掛金を行っているわけですが、この平成27年度における共済との関係で起こる事故がどのようなものであったのかお尋ねします。以上、お願いします。

○議長（岡田文雄君） 田中教育文化部長。

○教育文化部長（田中幸治君） まず最初に、夢の教室についての御質問ですが、内容といたしましては、こころのプロジェクトといたしましてサッカー選手を含めたさまざまなスポーツ選手の現役またはOB、OGを夢先生として学校のほうにお招きをして、夢に向かって努力をすることの大切さとか、仲間と協力することの大切さなどをゲームとか、それから教室での夢先生の経験を通じたお話をさせていただくという授業でございます。

最初に対象となる学年の児童と体育館とか講堂でゲームを通じてまず先生と親しくなっていたら、その後各教室に行きまして、その先生の体験談をお話ししていただくと。その後、今度は自分の夢を作業シートに書いて提出をすると。そのシートを夢先生が見てそれに返事を書いてくれると。それで、子供たちがその夢に向かって努力をしていくというような形をとっております。

続きまして、生活習慣病に対しての血液検査ですが、まず検査項目といたしましては、総コレステロール、中性脂肪、それから動脈硬化指数、尿酸値、貧血等の検査を行っております。こちらはいずれも、受けるかどうかは強制ではございませんので、事前に調査をしていただいて受けていただくと。その結果、判定が出た場合については、結果がその児童に通知が行きます。そのときにB判定の要注意、それから要管理者につきましては個別に結果が参ります。検査を受けられた児童全員に対して、その生活習慣病予防に対する授業での指導を、親御さんを含めてまず行います。その後、要注意、それから要管理者については個別にお会いをいたしまして、栄養教諭、町の保健師、それから養護教諭さんと相談をさせていただきます。さらに、要管理の方については、学校医さんもしくはかかりつけの医院さんに受診をしていただくような指導をさせていただいております。そのときに、実際に受診をしたかどうかのアンケートをお渡しいたしまして、それによってまだ再検査をしていないというような御回答をいただいたところにつきましては、再度アンケートで、もう一度検査をしてくださいという指導をしております。また、毎月町のほうの健康相談がございますので、できるだけそういったものを受診していただくという指導をしております。

次に、日本スポーツ振興センターの共済掛金の状況でございますが、こちらにつきましては、学校における負傷、それから疾病、あつてはいかんのですが障がいだとか死亡といったものについて対応をしております。

登下校に関しても、この保険制度が適応されますが、平成27年度の申請件数は、まず笠松小学校は体育の授業時間に3件、あと総合学習、昼食時、始業前の休憩時間中に各1件のけがの報告があります。また、クラブ活動において6件のけがの申請がございました。

松枝小学校につきましては、けががどういう時間中に起こったという統計が統一されていないのでわからないんですが、けがによるものが26件、その他に関するものは2件となっております。

下羽栗小学校も、けがによるものが17件、疾病1件となっております。

笠松中学校におきましては、こちらはほとんど体育の時間中ですが16件、その他掃除ですとかホームルームの関係の授業外の部分について各1件ずつ、それから部活動の時間に起きたけがが9件ございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 夢教室については、希望者に対してか、何年生が対象とかあるんでしょうか。

それから、この年度はサッカーであったということでしょうか。今後、サッカーだけじゃなくてほかの形での夢の教室は、それぞれの年度によってどこで考えられるか知りませんが、考えられていくということでしょうか。これはずっと続くものなのかどうなのかもお尋ねします。

それから、この血液検査の結果ですが、幾つか対応されていることはよくわかりましたけど、まず要注意について、特に松枝小学校の0.29、また下羽栗小学校の2割ということでも、やはり決して言っただけで済む問題じゃなくて、本当に日常生活改善のような体制づくりをしないと。運動会などにお邪魔させてもらうと太目の人は、もちろん私たちも問題の一人ですけども、見かけるわけですが、学校としてこれについてどう指導されていくのか。

また、この結果について、教育委員会はどのように考えられるのかお尋ねしておきたいと思っておりますし、この小学校5年生対象でというのは全国ですか、笠松だけの特徴でしょうか、その点もお尋ねします。

それから、授業中を初め学校生活にかかわる事故について補償されたのがスポーツ振興センターの共済掛金だと思いますが、この中で一つは通学の登下校の関係ではどうなのか、それからあったかどうか、お聞きしておきたいと思っております。

今また、体育の時間における組み体操などでいろいろ問題にされてきているし、私も一般質

間などしたことがありますけれど、教育委員会としては、組み体操について授業に取り入れていくことについては今のような見解でいらっしゃるのかお尋ねしておきたいです。

○議長（岡田文雄君） 森学校教育課長。

○郡教委学校教育課長（森 透君） それでは、今の長野議員さんの御質問にお答えをしたいと思えます。

確かに生活習慣病ということにかかわって、その予備群であるということになるかと思えます。今、田中部長様がお答えになられたように、個別に働きかけをしていくということはもちろんでございますけれども、3つの視点、1つは栄養のバランスのとれた給食というようなことがあると思えますし、もう1つは6年生でいいますと保健の授業の中で生活習慣ということについて考える時間がございます。また、3つ目としては日々の運動習慣、この3つをバランスよくどの子にも当てはめていくといえますか、取り組んでいく必要があるかなと思えます。その中で、議員さん御指摘のように保護者の方にも理解をいただいて、受診の結果、要注意あるいは要管理となった場合には、進んで医者の方に出向いて自分の健康というものについて見詰める機会になればなあと思っています。いずれにしましても、みずから自分の体について知り、健康維持する意識を高めてまいりたいと思っておるところでございます。

2つ目の御質問の組み体操でございますけれども、御指摘のように見ばえといえますか、高さを競ったりということによって事故が多発していたのは周知のとおりでございます。それを高さであるとかそういうことよりも、子供たちの組み体操のよさの中には、仲間と力を合わせながら一つのをやり遂げる、こういうよさもございます。それは、何も高さや大きさにこだわることではなくて、きびきびとした動きというものもその一つかと思っております。

笠松小学校さんは、春の運動会で安全に配慮をして、高さではなくて、子供たちが誰もがでできる動きのすばらしさの組み体操を実施されました。

これからも危ないからやめるということだけではなくて、どうすれば子供たちに安全で、しかも満足感が得られる活動になるかということをも十分検討して、実施する場合には実施をしていきたいとお願いをしたところでございます。以上でございます。

○議長（岡田文雄君） 田中教育文化部長。

○教育文化部長（田中幸治君） まず夢教室の先生ですが、サッカー選手に限らず現役もしくはOB、OGのスポーツ選手ということで、種目といたしましては、昨年はバドミントン、シンクロナイズドスイミング、それから競艇の選手が夢先生としては来ていただいております。ちなみにことしも既に授業は済んでおまして、陸上競技の選手、そりのリージュの冬季オリンピックの選手、それからサッカーの選手となっております。こちらにつきましては、希望ではなくて小学校5年生全員を対象にしてやっておりますので、位置づけとしましては、特色のある教育の一環という形で実施をいたしております。

続きまして、スポーツ振興センターのほうは、こちらは登下校も対象で事故、けがも対象になるということになります。小学校のほうの登下校時の申請件数は今のところ内訳としては出ておりませんので把握できておりませんが、中学校のほうにおきましては下校時のけがに3件対応をしております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 中学生の通学路の関係ですが、松波総合病院が建設中ということで通学路が変えられて、柳津というか岐阜市に入ってそこから今も変わらず通学をしているようです。これはそのままこれでいくということでそうなっているのか、検討がまだされていないということなのか、そのあたりやはりできるなら笠松町の中学生ですので、笠松町の町道を中心にして行くことが大事かなとも思ったりもしますが、より安全だということでこのまま継続されていくのか、そのあたりをお願いしたいと思います。

そして、今お聞きしましたように、中学校の下校時、もちろんこれは自転車であったのかどうなのかわかりませんが、大変注意をしないと私たち通る者も含めて感じる場所があるんですが、自転車事故も多くなっていることだし、注意を促していただくよりしようがないのかなとも思っております。

○議長（岡田文雄君） 田中教育文化部長。

○教育文化部長（田中幸治君） 中学校のほうの通学路の件でございますが、こちらの決定につきましては、中学校のPTAのほうで協議をなされまして現在の形に落ちついているということで、今の方法が一番安全であると判断しておられるものと思っております。

中学生の登下校については、学校のほうへはいろいろお願いをしていくという形にしたいと思っております。以上でございます。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） 決算説明資料の81、82ページで、勉強会のときにも聞いて、その後ちょっと新しい事実がありましたもので、それにひっかけてちょっとまず第1回目の質問としては、ここで小学校費の1目の学校管理費の中の小学校教育学習支援事業の中に非常勤講師賃金と特別支援教育アシスタント賃金というのがありますけれども、それぞれの内容にどのような違いがあるかということについて1つお伺いします。

そしてその下のほうですね、中学校費の学校管理費の中学校教育学習支援事業の中に記述は非常勤講師しかなく、特別支援教育アシスタントというのはないんですけれども、これは教育委員会からそういうものが要求されていないという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 田中教育文化部長。

○教育文化部長（田中幸治君） 学習支援の非常勤講師と、それから特別支援のアシスタントの違いにつきましては、非常勤講師については教職員の免許を持った方のみのとなっております、特別支援のアシスタントについてはそこまで要求はしておりませんが、今のところほとんど過去に教員をやっておられた方とか、免許を持った方がやっておられるということになります。

それから、中学校のほうの非常勤講師はあるんですが、アシスタントにつきましては現在のところないと。学校のほうから要望があったということはございませんので、今のところ予算措置はしてございません。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

非常勤講師ですとそういう先生の資格のある方ということで、アシスタントのほうはそうでもないということなので、普通教室の中で軽度発達障害の子なんかにつき添って、例えば情緒系の子であったり、学習障害系の子であったりするとそれぞれにアシスタントについて、一人一人ではないにしろそういう形で配置がされているものではないかなと思うんですが、中学校の中でそういう要求がないということらしいんですけれども、それほどのような形で教育委員会はピックアップをされているのか。

さきの6月議会のときに教育長さんが御答弁された子どもサポートファイルをつくる段階のときに、一応教職員の方と保護者の方と面談をされると思うので、そういった中でピックアップをされていくのかどうか。保護者の方というのは、自分の子供にもし障がいがあるということになると、とてもそのことに対して集中してしまう傾向にどなたもあると思うんですけれども、そういった中で全体像との絡みの中でピックアップできないでいる場合もあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

そしてもう1つ、これ多分羽島郡の特別支援の主幹教諭の方のところへは御案内が行っているとは思いますが、このたび10月16日に長良の国際会議場ですね、あそこの隣の建物のところで、岐阜県教育委員会の出前講座というのがあります。昨年12月に松川教育長さんが答弁されたものの延長線上にあると思うんですけれども、高校入試における発達障害系の方々に対する合理的配慮についての出前講座と聞いております。できれば特別支援の担当の方だけではなくて、小・中学校の管理職の方にもそういうものを直に聞いて肌で感じてほしいと思いますし、どうもその特別支援をやっておられる先生と横のつながりがとてもうまくいっていないような気がしてならないんです、現場を見ていて。そういうふうに思いますし、小・中学校みんなというのはなかなか難しいかもしれませんが、せめて中学校の進路指導の担当の方ですね。

特別支援の担当ではなくて、進路指導の担当の方にはぜひとも一度その講座を聞いておいてほしいというふうに思うんですが、教育委員会としてはそのピックアップの高校とか、その今の講座についてどのようにお考えになるかお聞かせください。

○議長（岡田文雄君） 森学校教育課長。

○郡教委学校教育課長（森 透君） 今、中学校のほうのアシスタントの件でございますけれども、部長さんが申しましたように中学校からの要望というのはあるんですけど、小学校の場合には子供がまだ自立していない部分がございます、やはり1人で何人かの様子を示すお子さんにはやはり人数が必要であるということがあるかと思われま。

中学校になってまいりましたら、だんだんその様子は多少個人差は当然ございますが、自立してきている部分もございまして、アシスタントまで必要ではないんじゃないかというお考えだと思います。

今、川島議員おっしゃったように、サポートファイルができましたので、その中で話していく中で、やはり今この中ではもっとこういう支援が必要になってくるんじゃないかということがありましたら、またそれにつきましては教育文化課とも相談しながら対応ができればなと思っております。

2つ目でございますけれども、10月16日の出前講座というお話でございました。

まだ、私どもに案内が参っておりませんので承知はしていないところですが、このことについては、二町教育委員会も教育長も県のほうに強く要望してきたことでございますので、案内が参りましたら校長会でも紹介をさせていただきながら、中学校だけではなくてやっぱり小学校、途切れのない支援というのは必要だと思いますので、紹介をして参加できるようになればと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

特別アシスタントの件は、確かにだんだん年齢が重なっていくことによって自立心もできて、そういう部分では緩和されていく部分もあるかと思えます。しかし一昨年度、通級の教室の人員がふえたように、今後そのまま全員が中学生になってもそのサポートが必要かどうかというのは別の話ですけども、分母がふえていくということは、そういう可能性がなきにしもあらずということですので、注意深く親御さんと連絡をとりながらそういう関係をしっかりとサポートしていただきたいと思えます。

現にその子どもサポートファイルというのは、国が進めようとすることを先駆けてやっているので、ぜひとも全国に対して手本になるような、そんな政策で進めていただきたいと思います。

そして、先ほどの出前講座の件ですけれども、主幹教諭の方は御存じですので、ぜひとも内容を聞いていただいて、できるだけ都合がつく限り参加してください。定員もありますので聞いていただけるか、もし無理な場合は聞いた方によく聞いて、来年度の受験からどうなるのかという困っておられるお子さんや親御さんに安心感を与えるという意味でも、県としてはこういう動きなんだということをきちっと説明をしていただいて、安心して受験をしてくださいという方向でお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、その点だけ確認をお願いします。

○議長（岡田文雄君） 森学校教育課長。

○郡教委学校教育課長（森 透君） 今、御提言いただきましたように、この後も教育長会、あるいは学校教育担当者課長会がございますので、その折にその話は当然出てまいりと思っております。踏まえて、先ほど申しましたけれども、やはり該当学校、学年だけではなくて多くの方に知っていただくことはとても大事ですし、定員があるということがございますので、そういう場合には資料等をマ스プリをしながら、出席された方に、その内容について伝達していただくと、そんなような方向で進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 2つお聞きしますが、まず説明資料の83ページ、社会教育総務費の中の文化財保護事業の件についてお尋ねをいたします。

文化財保護、笠松町には文化財がたくさんあるわけですが、この文化財そのものに対しての管理。いわゆる外の施設にある文化財、当然ながら外にあるということは草も生えるしというようなことがあって、木もあつたりしてその木の剪定のこともあるでしょう。

それで、見ばえということ考えたときに、町のほうではそういったものに対する予算がないといって前にお聞きしたことがあるんですけれども、というのは、私の家のすぐ横に土岐塚というのがあるんですね。たまたまその土岐塚の敷地の隣の人が草の管理だとか、それから木の剪定をしてみえたんですね。それはボランティアで、娘さんとお嬢さんが学校の先生をやっていたらから、それで世話になっておるからわしやるわとやってみえたんですけれども、その方亡くなったんですね。亡くなってからそれではだめだということで、町内として、あの人がやっておったから草取りぐらいやろうかと言って町内でそういうことをやっておるんですけれども、基本的に町が指定をした文化財は保護し、管理もしなきゃいかんわけですので、そういったものに対して予算措置をしていないということ自体がおかしいと私は思うんですが、その辺の考え方についてお尋ねしたいと思います。ましてや今回の補正予算で出ているんですけれども、今度米野の戦いの看板をつけられるわけですね。今の米野の戦いという碑が立っているところなんですけれども、あそこももう草だらけですよ。

そんなことで、ほかの施設は私まだ確認していないんですけども、多分同じようなことになっているんじゃないかなあとしますので、それについての考え方をまずお聞きしたいのと、それから85ページ、保健体育費の体育施設費の中の運動場管理運営事業の中で、86ページで出てきます多目的運動場指定管理委託料1,466万9,000円ですが、これ指定管理者制度による岐阜県サッカー協会に委託している部分ではないかなあとこのことを思うんですけども。指定管理者制度をとっても、この平成27年度が2年目なのか3年目なのか定かな記憶はないんですが、あそこに管理委託をしているということは承知をしているんですけども、この管理委託料の積算となる基礎の中で、いわゆるあそこの使用料収入があるわけですね。サッカー場でたくさんの方が使用されているんですけども、その使用料収入もあるわけで、それであそこの施設全体で例えば使用料収入も含めてどんだけの金がかかってという岐阜県サッカー協会のほうから決算はもらってみえるのか。そういった決算をもらって、それに基づいて管理委託料というものを積算し支払いをしてみえるのか、そのシステムがよくわからないのでちょっと教えていただきたいんですけども、この2点お願いします。

○議長（岡田文雄君） 田中教育文化部長。

○教育文化部長（田中幸治君） 文化財の管理・修理等についてでございますが、町のほうには笠松町文化財保護条例というのがございまして、そこには指定の有形文化財の管理修理につきましては、基本的には所有者の方という形になりまして、所有者がその負担に負えない場合については、一部その経費を予算内のほうで充てることによって補助金を交付するというような形になっております。管理につきましては、基本的に個人のものである場合には所有者の方をお願いをしているというような状況でございます。

あと、標柱とかそういったものについて、修繕できるものは町のほうで修繕しておるんですが、管理につきましては、できるだけ巡回をしてできるだけ除草などには努めたいと考えております。

それから、多目的運動場、サッカー場のほうで、こちらの積算の根拠でございますが、フットボールセンターより決算書を提出させ、その収入及び支出の内容を勘案いたしまして委託料のほうを決定しております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） そうしますと、まず文化財のほうなんですけども、いわゆるその私的なものについてはその所有者のほうで管理をなささいという説明なんですけれども、土岐塚は、あれは町の持ち物じゃないですか。私的というふうに私は思っていないんですけども。町の所有であれば町で管理してもらおうと私は思いますが、その辺ちょっともう一度答弁をお願いしたいと思えます。

それから、サッカー協会、フットボール協会ですか、そちらのほうから決算いただいて管理委託料の積算をしているという話なんですけれども、あそこの使用料収入について、監査的なことはやられたことあるんですか。というのはかなり頻繁に使ってみえるし、参加チームもかなりあるんですけれども、それでかなりの使用料収入があるのではないかなあということを思っているんですが。いわゆるサッカー協会のほうから出された決算書だけで、こんだけ収入がありましたと、うのみにしているのではないかなという気がするんですけれども、本当にそうなのかどうかというチェックをしているかどうか、それをちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（岡田文雄君） この際、11時5分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

伏屋隆男議員の答弁を求めます。

田中教育文化部長。

○教育文化部長（田中幸治君） お答えを申し上げます。

まず土岐塚の件に関してですが、土岐塚を含めた史跡とかにつきましては、所有者の方とかそういった管理をしておられる方と少し相談をしながらいろいろ関与をしていきたいと考えております。

それから、フットボールセンターのほうの関係でございますが、監査自体は行っておりませんが、提出された決算書をもとに使用料、それから維持管理に必要な経費につきましては諸帳簿を提出させまして、それによって適正に支出しておるかかどうかというのは確認しております。以上でございます。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

83ページ、第10款 公債費について、質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

85ページ、第11款 諸支出金について、質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

同じく85ページ、第12款 予備費について、質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

次に、歳入全般の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

第52号議案全般についての質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 長野議員。

○10番(長野恒美君) 歳入の件ですが未収の関係で、説明資料の3ページ、4ページで、一般会計の町税のところ未収入額が1億3,004万3,234円ということですが、この年度の差し押さえや徴収について、どのような形でどれぐらいあったのか、何件あってどれぐらいの差し押さえをされたのかお尋ねします。

○議長(岡田文雄君) 岩越総務部長。

○総務部長(岩越 誠君) お答えします。

一般会計歳出の賦課徴収費でお答えした内容となりますが、もう一度お答えさせていただきます。実質国保もちょっと入っておりますが、差し押さえの総件数が114件ということで、内容としましては、預貯金が95件、生命保険が16件。ごめんなさい、これは債権のということで、債権の差し押さえが95件と16件で、動産の差し押さえが2件ということであります。

[挙手する者あり]

○議長(岡田文雄君) 10番 長野議員。

○10番(長野恒美君) 他の自治体のお話として聞いておりますが、預貯金に入った子ども手当を一気に差し押さえられてしまって生活の余力がなくなったということで、大変困られた話などがニュースなどでも出てきたりします。笠松町がこうした差し押さえをやられるときに、基本的には預貯金の場合も生活できる部分の最低限は残すというのが原則になっているかと思っておりますが、そういうあたりは守られて行われているのかどうか、お願いいたします。

○議長(岡田文雄君) 岩越総務部長。

○総務部長(岩越 誠君) お答えします。

どこの自治体も多分そういうような形でやってみえるとは思いますが、笠松町におきましても、預金調査の段階で生活が立ち行かなくなるような全額を差し押さえするという事は差し控えておりまして、お金の流れとか、あるいはその振り込まれたタイミングとか、振り込み先といえますか、振り込んできた例えば官公庁であるとかというところは表示されますので、そういうのを見ながら生活に支障がないと判断した場合に差し押さえのほうを実施しております。

[挙手する者あり]

○議長(岡田文雄君) 10番 長野議員。

○10番(長野恒美君) そうした相談の結果で分納になった方はどれくらいありますか。

○議長(岡田文雄君) 岩越総務部長。

○総務部長(岩越 誠君) その中での納付相談といいますと、電話等でも納付相談として取り扱いをしている関係で、数値として正確な数字をちょっと出していないというのが現状でして、差し押さえの場合、それで終わるという場合もあります。といいますのは、差し押さえに至る

までに、それぞれ電話催告なり未納通知なり再三呼び出しをかけさせていただいて、それでもまだ来ていただけない、あるいは連絡がないということでの実施に踏み切るとなっておりますので、全ての方が即座に来ていただいて納付相談に応じるという形にはなっていないというのが現状です。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 毎年白川町との交流で、子供が白川町のほうへ出向いておるんですね。防災協定を結んでからこの事業がずっと行われてきておるんですけども、この事業はいいことだと思っておるんですが、白川町の子供が笠松町に来てもらうということがやられていないんじゃないかなということをおもうんですけども。笠松の馬と触れ合うこともできますし、木曾川というところでEポートもできるわけで、笠松のよさもあるわけですので、笠松に来てもらって笠松の子供と触れ合う、そういったこともやらなきゃいかんのではないかなあということをおもうんですが、行くばかりじゃなくて。

それと同時に、私一般質問でもお話ししましたように、防災の関係でも白川町と防災協定を結んでいるんですけども、例えば合同での防災訓練をやるとか、職員間だけで罹災証明をどう書くんやとかとお互いに研修し合うとかという、そういった交流もあってもいいんじゃないかなということをおもうんですが。埼玉の滑川町ですか、あそこともそういった研修をするということも大切ではないかなと思うんですけども、その辺について町長の考え方をちょっとお聞かせください。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 白川町との交流に関しては、子供が山を体験するというところでやっている。山の日を利用してやっていること。ちょうどそのときに毎年町長やあるいは向こうの議会の皆さんと懇談する機会があって、今言われたように笠松町へもぜひそういうような機会があれば、山もないところでありますが、ちょうど山がないからいいことじゃないのというお話をしていた中で、向こうの基本的な考え方は、当然そういう機会があればありがたいというのと、もう1つは、白川町自身が山の町ですから、今度はいわゆる海の町との姉妹町がいろいろあって、いわゆる山と海という形でやられていることがずっと続いているんだそうです。ですから、そういう点で山と海の間である平野のところへ来る、いろんなまたタイミングを考えなきゃいけないこともあるよねと言って向こうも悩んでみえました。そういう点で今言われたことだけは白川町にしっかりお話をしてお話をしておいて提言をしてありますので、また向こうも考えてくれると思います。こちらからもそういう投げかけはさせていただいておりますので対応はしたいと思っています。

また、防災協定を結んだ滑川町、あるいは白川町とは、当然そういうことの研究や対応をしていくことのために協定を結んだことでもありますから、たまたま今回滑川町は向こうで豪雨があったこともありましたが、そういうお互いの災害の連絡は取り合いながらやらせていただきました。幸い大きな災害がなかったことですから我々も出かけることもなく、また対応もしなかったんですが、絶えずそういう連絡をしながら防災協定を結んだ町とは連携をさせていただいていますので、今言われたことも当然その中に入ってくると思いますから対応を進めていきたいと思っています。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 第52号議案 平成27年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について反対討論をさせていただきたいと思います。

まず平成27年度決算では、歳入決算額77億2,216万8,236円、歳出総額は71億458万1,088円で、歳入歳出差引額は6億1,758万7,148円です。自主財源の根幹となる町税は26億9,940万7,795円です。前年度、平成26年度は27億4,743万2,049円であり、マイナス4,802万4,254円となりました。

この原因は、国による法人税率を12.3%から9.7%に引き下げられたことと、固定資産の評価がえによるものとの説明をされました。法人税率の引き下げにより、地方財政を圧迫するという点で反対です。

歳出については、マイナンバー制度実現に向けて財政支出し、セキュリティー管理の体制もとられますが、町職員に負担をかけ、町民一人一人には不安の種となる施策であると考え反対をしています。

そして、昨年9月19日の真夜中、アメリカに従う戦争法を国会において強行採決されました。しかし、憲法第9条の戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認は生きています。この立場から、自衛官の募集に手をかさないでほしいと考えます。

また、国の自立の大もとは食料の自給が何より大切だと考えますが、農業施策についてはこれに反するものとなっていると思います。

以上の点で、第52号議案 平成27年度笠松町一般会計歳入歳出決算に反対をいたします。

○議長（岡田文雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

[挙手する者あり]

2番 古田議員。

○2番(古田聖人君) 第52号議案 平成27年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論いたします。

平成27年度の我が国の経済は、安倍内閣の掲げる大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略、いわゆる三本の矢から成る経済財政政策を推し進めてきました。

リーマンショックを契機にしたどん底不況から脱したものの、最近ではイギリスのEU離脱に伴う世界経済の流動化、そして国内経済を押し上げる一因となりましたインバウンドの退潮など、景気回復に水を差すような動きが出てきました。さらに、消費税10%の増税延期に伴い社会保障費の安定財源の確保も喫緊の課題になってきております。

一方で、国内の景気動向に目を向けますと、都市部や大企業では回復の胎動は見受けられるものの、当町のような地方にはまだ十分にその恩恵が浸透しているとは言えず、実際に当町の財政状況におきましては、自主財源の大部分を占める町税は前年比1.7%、約4,800万円の減少と依然として厳しい状況が続いております。

こうした中、災害時に有力な情報伝達手段となる防災行政無線について、平成27年度から2カ年かけデジタル化に向けた整備に着手したところであり、屋外子局の更新や増設による住民の安全確保に努めるとともに、全国から応援をいただいているかさまつ応援寄附金等を活用した街路灯のLED化により、地域の防犯力の向上に真剣に取り組まれていることを高く評価いたします。

また、高齢者インフルエンザ予防予防接種、乳児医療助成、各種健診の実施に加え、新たに一般不妊治療費の助成を実施するなど、住民が生涯にわたって健康で幸福に暮らすことができる地域づくりが推進されていることに加え、高齢者が地域で安心して暮らせる体制づくりとして6事業者と協定を締結し、地域ぐるみで高齢者の見守り体制の強化も図られております。

その他、継続事業であるサイクリングロードや運動公園も計画的に整備が進められ、憩いの場所としての多くの人が集う場になっております。

さらに、新しいタイプの資料館として生まれ変わった歴史未来館を拠点として、歴史や科学技術によるにぎわいのあるまちづくりが広がっていくことを期待する次第であります。

平成27年度は、歳出総額も約71億458万円と前年度に比べ1.7%減少したものの、財政調整基金から1億8,594万円を繰り入れており、依然として厳しい財政運営ではありますが、いずれも使途目的に沿った事業を行った上でのことと考えております。

さらには、実質公債費比率や将来負担比率とも前年度より改善され、将来像達成に向けた行財政運営がなされていると認められておりますので、平成27年度笠松町一般会計歳入歳出決算認定については賛成する次第であります。以上であります。

○議長（岡田文雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行いたいと思います。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ありがとうございます。

起立多数であります。よって、第52号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第53号議案 平成27年度笠松町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） 国民健康保険特別会計決算で、加入世帯数が減少し、被保険者数も減少していった後期高齢者のほうがふえているというところを見ると、人口シフトがだんだん高齢化に向かっているのかなあとと思うんですが、かといって療養諸費はふえていくという状況がまだあるんですけれども、中・長期的に見て、国民健康保険特別会計というのはどういう状況で、どうあるべきだと考えておられますか。

○議長（岡田文雄君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） お答えします。

加入者数は減っていくんですが、療養諸費のほうは今さまざまな疾病もありますし、あと最近ではやはり薬剤のほうで、肝炎の薬剤だとか、あとがんの治療薬とかというそういうところでも今ふえてきております。ただ、やはりどうしても人の命にかかわることですので、国民健康保険というものは平成30年度から県の制度改革のほうはありますけれども、その市町において予防的な保健の部分にも力を入れながら健全に進めていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） 大変優等生な答えでありがとうございます。

当然、退職者以降の最後のとりでの部分でもありますので、大事にしていかなきゃいかんというのはありますけれども、やはり予防的な部分ですね。先ほども話が出ていましたような小学生のころからの継続的な予防対策というか、要するに大人になってからではなくて、子供のころからちゃんとそういうことを教育しつつやっていくということが、最終的に今後何十年か先の国民皆保険を守っていくのに一番大事なことだろうと思いますので、そういうことについても一層御尽力いただきますようお願いして終わります。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第53号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第54号議案 平成27年度笠松町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第54号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第55号議案 平成27年度笠松町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 平成27年度から第6期の3カ年の最初の年であったと思います。この年からですが、要支援1・2の方のサービスが変わってきたと思います。ここでいきますと介護サービスの諸費は要介護の方たちのようで、そして介護予防サービスの諸費として要支援1・2の方が該当しているように思いますが、これまでの平成26年度と平成27年度の要支援に対するサービスがどのように変わったのかお尋ねします。

それからもう1つ、介護認定は、依然として要支援1・2、要介護1から5までの形で申請された方については続けられていくということと考えてよろしいでしょうか。お願いいたします。

す。

○議長（岡田文雄君） 服部住民福祉部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） それではお答えします。

要支援1・2の方に対するサービスですけれども、こちらのほうは平成26年度と平成27年度は変わっておりません。ただ、平成27年度から新しい介護予防・日常生活支援総合事業というものが始まっておりますが、まだ笠松町の場合ですと、こちらのほうは計画の中で平成29年度から実施となっております。ですので、平成29年度からはその要支援1・2の方のサービスの内容が変わります。デイサービスとホームヘルプのサービスが今ですと一律事業所しかないんですけれども、事業所以外のところでもサービスの実施ができるようになります。例えば地域のボランティアさんでできるようなちょっとしたサービスですね。サービスというか、例えば電球をかえるとか、ごみを出すとか、そういったサービスも地域のボランティアさんでできるとか、そういうメニューを少し細分化して平成29年度からは実施していくように今準備をしております。

もう1つの認定のほうですけれども、こちらのほうの認定は要支援1・2、要介護1から5までというのは変わりありません。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） そのことはよくわかりました。

それから利用料については、利用者の負担割合は7月までと8月からと変わっていくというのでなっているわけですね。

次にもう1点ですが、一般会計のところできいきき住宅サービスの件で、要介護者の20万円を使った後の補助ができるのがいきいきサービスだと言われたと思いますが、いきいき改善住宅のほうは一般会計として町の事業としてもやれないのか。それこそ何歳以上の高齢者について、便利にというか、その高齢に応じた改善ができて居宅で過ごせるための本来サービスではないだろうかと思うんです。町長さんにお聞きしますけれど、まさに法のもとでそうした制限があるのか、その点もお聞きしておきたいと思います。町として、もう少し広く考えることができないのかどうかお尋ねしておきます。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今言われる意味はよくわかりませんが、我々もいろいろ財政の中で対応しなきゃならない部分でありますから、その枠を外すこと自体がどういう状況になるかということまでは、まだ全部は把握できませんが想像はできます。そういうことも含めて今あるいきいき住宅の対応を続けながら、やっぱりいろいろ理解しながら進めなきゃならない部分もあると思いますが、今は私どもはこの体制で進むべきじゃないかと思っています。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野恒美議員。

○10番（長野恒美君） 介護保険の内容がどんどん私たちが当初この介護保険制度ができるときに、保険料はあって介護なしに近づいていくということを指摘したわけですが、まさに要支援1・2の対応から、もう要介護1・2の対応も外されていきつつあります。そう意味では、笠松町としては平成26年、27年、28年はこのまま対応していただき、平成29年にはやはりそういう方向に行くという体制になりつつあるという点。

それから、利用者の負担も本当に血の出るような暮らしの中から、将来に備えて老後に備えてとためていらっしやっただ、蓄えていらっしやっただそうした預貯金までも探りながら、現役並み所得以上あったり貯金があったりした場合には、負担が重くなる制度を取り入れられようとしておりますし、ここでは平成27年の8月から、その最初として現役並み所得世帯の自己負担限度が上がったりしておりますので、この決算認定に反対をいたします。

○議長（岡田文雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これにて討論を終結いたします。

本件については、起立により採決を行います。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ありがとうございます。

起立多数であります。よって、第55号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第56号議案 平成27年度笠松町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

2番 古田聖人議員。

○2番（古田聖人君） 下水道事業の全般についてお尋ねします。

先般、こちらの役場のほうで総務省の地方公営企業等経営アドバイザーの遠藤先生という方をお招きして、いろいろ今後の上下水道を含めた企業会計のあり方について勉強させていただ

きまして、その席に私も議長とともに参加させていただき、非常に興味深い御意見を伺ったわけなんです。その中で、先生はこれから行政も企業会計の考えを積極的に取り入れると。それを踏まえまして、下水道などにおきましては民間委託、一部、全般含めてそれを取り入れていく、そういったお話がありました。特に喫緊の課題としまして、笠松町におきますこれからアドバイスをして、町の今の下水道の使用料金が安過ぎるのではないかと。やはりこれからは利用者の方々にも応分の負担を求める、つまり値上げも視野に入れて取り組んでいくべきではないかというような見解をいただいたんですが、確かに今非常に下水道というのはお金がかかる事業、またこれからも事業にお金がかかってくるわけでありますが、その値上げという点につきまして、町長、今どのようにお考えなんでしょうか。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今議員が言われた先生の最後の講評は私も聞かせていただいて、今のようないろんな提言や指導や考え方を承りました。当然、公共料金のことです。我々もこれからそういう新しいシステムになるに当たってきちっと精査をして、住民の皆さんに御理解をいただいた中で提言をし、料金の改定も考えなきゃならない時期ではあります。と同時に、消費税の値上げのことももう視野に入っていることでもありますから、そういう社会的な状況も考えながら、我々の企業会計で推し進める上で体制をとらなきゃならないと思っております。その辺のことはしっかりこれから精査をしながら、また議員の皆さんにも、そしてまた町民の皆さんにもどう御理解いただけるかということ踏まえて体制づくりを考えていくときではないかと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 2番 古田議員。

○2番（古田聖人君） ありがとうございます。

毎年一般会計から約5億円という巨額な金額を繰り入れております。確かに値上げとなると、非常に私も含めなかなか抵抗感があるんですが、ただ、このままほかっておけば結局は福祉とか、教育とか、またあるいは公共施設の建てかえとか、本当に住民に直接かかわることが将来何かそれでまた別の意味でより一層負担が来るということで、おいてはやはり真剣に考えなくてはいけない時期に来ていると思います。

ただ、町長が言われましたように、やっぱり消費税10%の値上げというそのタイミングがあります。いつどういう形で、そしてどのぐらい御負担をふやしていくのか、そういった点も一緒に考えていきたいと思っておりますので、また御検討のほどよろしく願いいたします。以上であります。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第56号議案は原案のとおり認定することに決しました。

質疑の途中ですが、1時まで休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時00分

○議長（岡田文雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

第57号議案 平成27年度笠松町水道事業会計決算の認定並びに剰余金の処分についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 9ページ、10ページのあたりの説明で聞いたんですが、給水停止をこの年度では何件か行われたんでしょうか、お尋ねします。

○議長（岡田文雄君） 那波建設水道部長。

○建設水道部長（那波哲也君） 給水停止の件数ですが、平成27年度は4件ございました。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 10番 長野議員。

○10番（長野恒美君） 済みません。給水停止の条件というのは、水道料金の未納が半年以上ですか。

○議長（岡田文雄君） 那波建設水道部長。

○建設水道部長（那波哲也君） まず、3期以上未納があった場合にそういうのが条件でありまして、まず督促状と催告書、給水停止の予告等をして、最後は給水停止するということでございます。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 川島議員。

○4番（川島功士君） ちょっと関連になるかもしれませんが、定期的にきちんと保守とか点検をしていただいて更新もしていただいておりますので問題がないと思うんですけども、この間、勉強会のおきにもお聞きしたんですが、岐阜市の鏡岩の配水池のほうへこの間見学に行かせていただきました。金華山の真ん中をくりぬいて2万立米の配水池ができていっているわけなんですけれども、岐阜市のほうは最終的に紫外線で滅菌をして配水しているということで、お聞きしたところ、5万人以上の自治体で実際にそういう、あつてはならないものが検出された場合にそういうことをしなきゃいけないと聞きました。最近あちこちで豪雨とか決壊とかいうことで、例えば水源地が水につかったりそういうことがあったりした場合は、笠松町の場合はどうなるかということと、岐阜市はなぜそういうものが検出されたのかということについてわかれば教えていただけますか。

○議長（岡田文雄君） 那波建設水道部長。

○建設水道部長（那波哲也君） 笠松町が水害でつかったというときは、例えば発電機とかいろいろありますがそういうところも壊れてしまうということがございまして、とりあえずすぐには他市町の援助を受けなくてはいけないという感じに思っております。

あと、先ほどの岐阜市の関係ですが、クリプトスポリジウムというものが検出されたということで、そのような対応をされたと聞いております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） それは聞いておったことなんですけれども。いや、そうじゃなくて、なぜクリプトスポリジウムというのがどういう原因で検出されたのかというのは、調べていただいた中に入っておったかどうかというのは、私その文書は見せてもらったんですけど、中身は読まなかったので申しわけないです。

それと、例えばその発電機とか何かモーターとかがだめになるというのはわかるんですが、水源地が水につかった場合にそういう余分な検出しちゃいけないような菌が入ってしまう可能性があるかどうかということについてちょっと聞きたかったんですけど。

○議長（岡田文雄君） 那波建設水道部長。

○建設水道部長（那波哲也君） 先ほどの原因の関係ですが、これは今のところちょっとよくまだわかっていないような状況でございます。

あと、うちのポンプのほうですけど、これ被圧地下水のみを原水としておりますので、そういうものが入りにくいような状況になっていると思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 川島議員。

○4番（川島功士君） わかりました。例えば深井戸の井戸水を使って水道水を供給しているという部分では岐阜市と同じで、岐阜市も浄化施設を持っているわけじゃないので、あそこも同じように井戸水をそのまま使っているという状況ですと、笠松町と同じ部分があるわけですね。そこでそういう菌が発生したということは、今はなくても笠松町においても発生する可能性もあるかもわからないので、原因をよく調査してそういうことのないように進んでください。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第57号議案は原案のとおり認定することに決しました。

第58号議案 下羽栗雨水幹線整備工事請負契約の締結についての質疑を許します。

〔挙手する者あり〕

6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） ちょっとこれ確認ということでお願いしたいんですが、前この工事にかかるときに、まず貯留池をつくって、それからカバーをしていくという説明があったんですが、まだ貯留池ができていないんですよ。でも今回、カバーをやるんですけども、これ計画はどうなったのか、その説明を私聞いていないんですけども。皆さんに聞いても、いや、聞いていないよというんですけども、これどうなっているんですかね。東京の豊洲の市場と同じようなことになるんですか。

○議長（岡田文雄君） 那波建設水道部長。

○建設水道部長（那波哲也君） 過去に調整池をつくってからということで説明しているのか、ちょっと私もその辺がわかりませんが、今の状況ですと、上流の水路を改修してというか、その後に調整池をつくらないと。今度調整池を先につくってもうまいことつながりができませんので、今の状況は改修して調整池のほうに水路を持ってきて、その後に調整池をつくって放り込むという形をとります。ちょっと前々の説明がうまいこといってなかったかもしれませんが、そういう状況で進めております。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 6番 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） そうすると、今回対応して、それからその次が貯留池をつくってそっちへ水がたまるように施設をつくって、それが終わってから下から順番に今度上のほうへ覆蓋をしていくということですか。前は、貯留池を最初つくって、それでそれができた段階で今度覆蓋に入ると。覆蓋は下から順番にやっていくんだとという説明を我々は聞いておったんですよ。それが変わってきたんで、その説明を聞いたんですけれども、今後の計画はどうなるんですか。

○議長（岡田文雄君） 那波建設水道部長。

○建設水道部長（那波哲也君） 今、たまたま上流の水路改修を出したところです。それで、ちょっと補助がつかなかったかつきが悪かったという点で少しあきますけど、追加要望がつけば今、先にできておるところまでつないで、その後に調整池のほうを、多分2年ぐらいになると思うんですけど、つくりまして、当然水路をつくれれば水が中に入る形、越流して入るという形になりますので、その後その下のほうを順番に下流に向けて改修して終わりという形です。よろしいですか。

○6番（伏屋隆男君） その貯留池は下へ行くということですか。

○建設水道部長（那波哲也君） 貯留池にたまったものが下に流れますね。ためるのをその下に流すという、JRのほうですかね。

○6番（伏屋隆男君） 覆蓋は下に向かっていくということですか。

○建設水道部長（那波哲也君） 覆蓋はそのJRの手前までです。ごめんなさい。バイパスの手前です。

○6番（伏屋隆男君） だから、下から覆蓋をやってくるんじゃないんで、貯留池から順番に下のほうに向かって覆蓋をしていくということですか。

○建設水道部長（那波哲也君） バイパスの手前までですね。今、工事を出したところふたをしますね。そこで、調整池のほうにまで改良して調整池をつくる。それで、あと下のほうにつながってはいけないもんですから、バイパスのちょっと手前までつなぐという工事でございます。よろしいですか。

〔挙手する者あり〕

○議長（岡田文雄君） 8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） 大変残念な話ですが、この下羽栗雨水のことは、さっきも伏屋議員が言ったように、説明がちょっと行ったり来たりしておるようなんですが、僕ら思っておったのは、さっき伏屋君が言ったように貯水池をつくって、それにもう水道の布設がえも済んだわけですね。それで、もうあそこの貯水池も買収が済んで、それが昨年度か、4,000万円幾らだったか、3,000万円近く払ったんじゃないかな。それで、今回、その覆蓋も当初では1,200万円ついてたけど、さきの副町長さんの説明では、最初の予算が5,000万円ぐらいもくろんでおったのが、60%ぐらいしか予算がもらえなかったと。それと、その真ん中に大きな会社が1つあるんです

ね。やっぱりそこは取りつけ道路がとれないから半分ずつ、80メートルをとりあえず40メートルぐらいやるということらしいんですが、今後、また40メートルずつやるとまた同じように経費がかかるんですね、あとの40メートルやるのに。それ本当無駄なので、本来なら当初の1億2,000万円かかるのが、ほかのことを差しおいてでも続けてやったほうが私は一番いいと思ったんですが。予算的にも全然だめということですが、今後どのように進むのか。私も地元へ帰って行ってどうやって説明したらいいのか。もうお金がないからできん、それはいつもの話でわかっていますけど。お金がないからできん、お金ができんということは一緒のことでいつも聞くことですが、工事やるにも、出水期はできないから、どうしても9月、10月ぐらいから取りかかって翌年度の3月ぐらいにやらないやれない工事になってくるので、そこら辺の兼ね合いですね。どのようにやっていったらいいのか。

これで、また40メートルであと40メートルやって真ん中をあけておくんですが、真ん中40メートルをまた来年の9月、10月ぐらいにやるものなのか、また予算とってもらえるかもらえんかわからんのを待っておるのか。どうやったら今の貯留施設もせつかく資本投下してもうそれが持ち腐れになっちゃうとだめですが、何とか早くバイパスのほうへでも進めたいという気は持っております。国土交通省も大変今、災害が多いから、国や県も予算100%つくというのはなかなかないと思うんですが。今後どうやったらそれをスムーズに、その貯留施設と配水管布設がえも済んでいるんですが、そこら辺の基本方針だけちょっと聞かせていただけるかなあと。それでないと私も地元へ帰って行ってどうやって説明していいか。金がないからできません、40メートルまた真ん中あけておきますよということでは。これは中学生の通学道路になっていますし、もう下羽栗地区が笠中へ通学するのにということで、米野から薬師寺のところまで通学道路を早く確保するというのが第一目標ですので、そこら辺はどんな計画になるか、お金ができると待っておったら、いつのことかわからないけど、建設部長か、町長さんか、副町長さんか、どちらでも結構ですが、一遍ちょっと聞かせてください。

○議長（岡田文雄君） 那波建設水道部長。

○建設水道部長（那波哲也君） 先ほど説明の中に追加要望しているということをお話しさせていただきましたけど、この追加要望に関してまだ返事が来ていないということがございまして、追加要望がつけば引き続きできると思いますが、それがつかなければまた来年度ということになります。ただ、先ほど安田議員さんがお話ししてみえた工事自体が9月か何とかがって、出水期を過ぎたころからと言ってみえましたが、この工事に関しては水が出る時期でも工事はできますので、ただそのかわり仮排水は当然しなくてはいけないということがございます。新年度に入ってすぐ審査させてもらって、内示が出てすぐ発注すればもう少し早く現場には入れると思います。やはりそういう少しでも安全になるのは努力させていただきますけど、やっぱりその辺の補助のお金がつくつかないかというのは本当に重要になってきますので。以上で、

そういう形でなるべく少しでもできる形の努力だけはさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） 那波部長がおっしゃるのも当然だし、どうしても80メートルばかりの覆蓋ですが、真ん中に大きな会社がありますので、説明ではやっぱり出入り口がとれないということで半分ずつやるのも一つの手ですが、せっかく貯留施設もつくって、僕はすぐ貯留施設をつくったら上に公園ができますよって地元で話をしたら、何、公園までつくろうと思ったら5年か10年かかる話で、それは冗談として、何とか途中で、やはり中学生が本当にあそこ急に狭くなっているから自転車でもう大変苦勞してみえるので。それもだし、貯留施設をせっかく資本投下しているから早く順次、この分でいくと薬師寺までいくのにまだ20年ぐらいかかるんじゃないかなあと。まあえらい長い話になりますので、何とか予算づけを、国の予算を使うんじゃなくて町単でもやはりある程度資本投下していただかないことには、やっぱり50メートル、100メートル進もうと思ってもなかなか行かないから、そこら辺ちょっと一遍、町長さん、どうしましょう。町長さんの在任中にできるかね。

○議長（岡田文雄君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今の下羽栗幹線排水路のところの貯留施設というのは、これは私も議員の地元へお邪魔したときに皆さんからも強い要望や、またこの建設についてはお約束をして進んでいきたい工事であります。

平成27年度、前年度の決算認定の議会の中でいろいろ皆さんから御質問や細かいお話もあったように、私どもとしてもいろんな行政需要がどんどん膨らんでいく中で、健全財政の維持というのは我々に課せられた大きな責務でもあると思いますので、そういう全体的なことも考えながら、そしてまた住民の皆さんの不安を少しでも解消できるように最小限の努力をしながら進めさせていただきたいと思っています。当然、今言われたようなお気持ちも、そしてまた我々の行政需要や財政需要の中からの判断として、できるだけ対応を進めていきたいと思えます。御理解をいただきながら、地元の皆さんにもまた説明責任もあると思いますから、わかりやすい説明をしたほうがいいと思いますので、そういうことも含めながら進めていきたいと思っています。

[挙手する者あり]

○議長（岡田文雄君） 8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

またすぐ平成29年度に入っていきますので、国の予算づけを待っておってもなかなか前へ進まないんじゃないかなと思っています。何とか町単でも今の下水道事業と一緒にやはり進まなきゃいかんところは早く進めてもらわないかなと思います。

余談になりますけれども、やっぱり国土交通省のほうも大変予算的に厳しい話もあるし、国や県も厳しいということですので、本当に今木曾川の堤防の草も、普通ならもう9月の頭に刈っていただけるのが、まだいまだに刈っていただけないというような状態である。大抵予算がないからまたおくらせているんじゃないかなあと思うんですが、大変堤防を走っている方が見にくい、見にくいと言ってみえる方もありますように、何とか平成29年、30年とせつかくの貯留施設がこの手つかずで置いておいても仕方ありませんので、早く進めていただくように。もうそんな何遍も言いわけばかり聞いておってもだめですので、言いわけはさておいて前向きに平成29年度に完了するようによろしくお願ひしたいと思います。

○議長（岡田文雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第58号議案は原案のとおり可決されました。

第59号議案 地方公共団体情報セキュリティ対策業務委託契約の締結についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。

本件については討論を省き、直ちに採決いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、第59号議案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

○議長（岡田文雄君） これをもって、本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

よって、平成28年第3回笠松町議会定例会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、これにて平成28年第3回笠松町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後1時27分

上記は会議の次第を議会事務局長が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

平成28年9月16日

議 長 岡 田 文 雄

議 員 長 野 恒 美

議 員 川 島 功 士